

## 野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例（案）に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

### 1 政策等の題名

野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例（案）

### 2 意見の募集期間

令和2年12月4日（金曜日）から令和3年1月6日（木曜日）まで

### 3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	5人	7件
②提出方法	直接持参	2人 3件
	郵送	0人 0件
	FAX	2人 2件
	Eメール	1人 2件
③政策等に反映した意見		0件

### 4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	<p>（条例全般）</p> <p>条例（案）については、市の健常者職員（社会福祉協議会）及び障がい者支援課職員だけの検討でなく障がい者団体連絡会（みみずくの会含）方々の意見等も含めて検討されたものと推察します。昨年施行された野田市手話言語条例が更に定着、普及定着するための必要な条例（案）になっていると思います。</p> <p>この条例（案）は市の責務、市の役割等が明確になっており、また障がい者と地域社会が共生する為の「円滑な意思疎通の手段」が明確化され障がい者の方々にも配慮された条例（案）になっていると思いますので、この条例</p>	<p>条例制定後にどのような施策を施策を進めていくかが非常に重要であると認識しています。</p> <p>頂いたご意見の「円滑な意思疎通に関する「普及促進」のお願い事」の1項目目及び2項目目については、条例第7条第1号の意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進を図るための施策を講ずることとしています。</p> <p>3項目目については、広く条例の内容の周知を図り、今後市が実施する施策について野田市医師会をはじめ各関係団体と連携して取り組んでまいります。</p> <p>4項目目については、条例第7条第3号の障がい特性に応じた</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>(案) 策定には賛成です。</p> <p>今回、この条例(案)パブリック提出に当たり、私なりに気づいた意見を下記に追記します。私は中途失聴者で、昨年六月、あるきっかけで「みみずくの会」を知りました。この会は同障害者と身近な理解者と一緒に話し合い、共に考え、力を合わせて楽しく人生を送ろうという趣旨の会で、私は賛同し入会しました。</p> <p>このサークル例会に参加して、要約筆記サークル「ほたる」会の存在を知り、ホタルの会の方々から要約筆記等で難聴者のサポートして頂いており助かっています。</p> <p>まさに、この活動は、この条例(案)を先行して活動されて内容になっていると思います。</p> <p>しかし、このような活動は一般の健常者の方々にも、このような活動されている事が知られていないのが現状なので条例が施行されたら、あらゆる機会を通じて円滑な意思疎通を図るためPR・普及促進・定着を図って頂きたいです。</p> <p>&lt;円滑な意思疎通に関する「普及促進」のお願い事&gt;</p> <p>1. 野田市文化会館、けやきのホールの前席に聴覚者の磁気ループアンテナが埋設されているのは市民には知られていませので難聴者への取組の一環から周知してほしいと思います。</p>	<p>意思疎通ができる環境を整備するための施策を講ずることとしています。</p> <p>6項目目については、条例第7条第5号の災害時において情報を得やすい環境を整備する施策を講ずることとしています。</p> <p>したがって、5項目目及び7項目目を含め、具体的に施策を進める中で、障がいのある人が安心して暮らすことのできる地域社会及び団体の皆様が活動しやすい環境整備を図ってまいります。</p>	

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>2. 障がい者団体、サポート団体については、あまり一般市民には知られていません。障がい者になって、初めて、ある機会を通じて存在を知る事が実情です。これら団体の役割等を周知してほしいと思います。</p> <p>3. 聴覚障がい者が一番先にお世話になるのが耳鼻科です。先生方に「円滑な意思疎通の条例」や「障がい者団体、サポート団体の存在等」をよく認識して頂き、障がい者の望む事は、条例の普及・定着の役割を果たせる為に市からも先生方に要請してもらいたいと思います。聴覚障がい者の多くは高齢者であり聴こえが不自由から孤独であり、情報が乏しく不安や悩みを抱えています。是非とも耳鼻科の先生方からのサポートが重要と考えます。</p> <p>4. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための「生活様式」が大きく変化してまいりました。この変化を条例の何処かに加えたらと考えます。 聴覚障がい者は相手の口、動きや表情を参考にしています。適切な距離を確保出来る時は、口の動きや表情が見えるようにマスクを外す、筆談の場合はマスクをする。このような事も周知してほしい。</p> <p>5. 先日のニュースで聴覚不自由の方が踏切で列車が来るのに気</p>		

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>がつかず踏切に入り引かれそうになった。また、最近の自動車はEVで静かなため近づいて来ても気づかない。聴覚障がい者は外見から判断が付き難い為、目立つオレンジ色等のバッチ、リボン、帽子の着用を考えてもらいたい。目の不自由な方は白杖のようなものがあるが聴覚障がい者にはない。健常者に適切な対応をもらえる社会作りの実現をお願いします。</p> <p>6. 災害の多い昨今、災害時における情報を得やすくする方法として、緊急避難警報を赤ランプにするなどの環境整備。または市として障がい者を登録し、災害時の連絡網の構築を図ってほしい。</p> <p>7. 特に市にお願い事項としては、第7条の意思疎通手段の普及促進策として、聴覚障がい者のサポートする方々（手話、要約筆記、点訳、音訳等）の養成と拡充をさらに図って頂き、活動された方には活動費を支払って頂き「福祉の野田市」を目指してほしい。</p>		
2	<p>(定義) 第2条(2) 情報通信機器だけでは分かりにくいので、情報通信機器（ヒアリンググループ等）の使用その他と()内の補足が必要と思います。</p>	<p>頂いたご意見のヒアリンググループ等については、聴覚に障がいのある人の聴こえをサポートする機器として把握しているところですが、本条例では、多様な障がい特性に対応した円滑な意思疎通を目的としているため、機器の例示が尽きないことや機器の名称そのものが変わってしまう可能性もあることから原案どお</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		<p>りとさせていただきます。</p> <p>なお、情報通信機器の内容については、条例制定の周知を図る中で説明してまいります。</p>	
3	<p>「首題」の部分「野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例（案）」</p> <p>「円滑な意思疎通」という表現だけでは、この条例の主たる対象となる聴覚障がい者の多数を占める中途失聴者・難聴者の立場が反映されていないと思います。市の条例としては一般市民にも分かりやすく表現することが大切だと思えます。</p> <p>確かに新法の障害者総合支援法の関わりから聴覚障がい者に対する支援として「意思疎通支援」という語句で一括表現されるようになりましたが、それまでは「情報・コミュニケーション支援」という言葉が常用されており、国の方でも法制化の動きがありました。</p> <p>ご承知の通り、中途失聴者・難聴者は「あらゆる音から隔てられた状況」に置かれており、単に人と人との対面上の会話、意思疎通（コミュニケーション）に限定されるものではありません。</p> <p>障害者基本法第22条（情報の利用におけるバリアフリー化等）には、障害者が利用しやすい情報通信機器等の普及、施設の整備等が図られる必要な施策を講じなければならないとあります。これらを鑑み、首題の中に、「情報・コミュニケーション」という</p>	<p>意思疎通（コミュニケーション）は、情報を送る側と受ける側の双方向のやりとりであると捉えています。「円滑な意思疎通」を図るには、そもそも正確な情報の受信及び発信をできることが必要であると考えており、そのためには、それぞれの障がい特性に適した配慮が必要であると考えております。</p> <p>このことから、第1条において「情報の受信及び発信のための手段の確保」及び第7条において「情報の受信及び発信を行うことができる環境を整備する施策」を講ずることを定めているため、原案のとおりとさせていただきます。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
	<p>語句を補充して頂き、情報アクセス権・情報保障に寄与すべく宜しくお願いします。</p> <p>また、既存の千葉県の「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の「障がいのある人に対する情報保障のためのガイドライン」に明文化されています。</p> <p>他の市町で最近成立した条例を見ても、首題に「情報・コミュニケーション」という語句が入ったところが多くあります。他にも「多様な意思疎通」「障害の特性に応じた意思疎通支援」とかがあり、単に「意思疎通」と表現しているところは極少なく、ほぼコミュニケーション方法の多様性を表現するような表現に配慮されています。</p> <p>よって「首題」を「情報・コミュニケーション障害のある人に対する多様な意思疎通に関する条例（案）」のようにして貰いたい。</p>		
4	<p>(定義) 第2条(2) 意思疎通手段の情報通信機器の続きに、下記の部分を追加、補足をお願いします。 意思疎通手段のところ下線部分の追加、補足をお願いします。 補聴援助機器（ヒアリンググループ、FM補聴システム、赤外線システムなど）の使用その他障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得又は意思疎通を図るための手段をいう。</p>	<p>頂いたご意見のヒアリンググループ等については、聴覚に障がいのある人の聴こえをサポートする機器として把握しているところですが、本条例では、多様な障がい特性に対応した円滑な意思疎通を目的としているため、機器の例示が尽きないことや機器の名称そのものが変わってしまう可能性もあることから原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、情報通信機器の内容については、条例制定の周知を図る中で説明してまいります。</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
5	<p>(定義) 第2条(2) 意思疎通手段の情報通信機器の続きに補聴援助機器(ヒアリンググループ、赤外線補聴援助システム、FM補聴システム)の追加をお願いいたします。</p>	<p>頂いたご意見のヒアリンググループ等については、聴覚に障がいのある人の聴こえをサポートする機器として把握しているところですが、本条例では、多様な障がい特性に対応した円滑な意思疎通を目的としているため、機器の例示が尽きないことや機器の名称そのものが変わってしまう可能性もあることから原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、情報通信機器の内容については、条例制定の周知を図る中で説明してまいります。</p>	修正無し
6	<p>(定義) 第2条(2) 情報通信機器の使用、ヒアリンググループ、マイクの使用等の追加の検討をお願いします。</p>	<p>頂いたご意見のヒアリンググループ等については、聴覚に障がいのある人の聴こえをサポートする機器として把握しているところですが、本条例では、多様な障がい特性に対応した円滑な意思疎通を目的としているため、機器の例示が尽きないことや機器の名称そのものが変わってしまう可能性もあることから原案どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、情報通信機器の内容については、条例制定の周知を図る中で説明してまいります。</p>	修正無し
7	<p>(施策の策定及び推進) 第7条 環境を整備する施策として、ヒアリンググループ、マイク等の配備の追加の検討をお願いします。</p>	<p>頂いたご意見のヒアリンググループ等については、聴覚に障がいのある人の聴こえをサポートする機器として把握しているところですが、本条例では、多様な障がい特性に対応した円滑な意思疎通を目的としているため、機器の例示が尽きないことや機器の名称そのものが変わってしまう可能性もあることから原案どお</p>	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
		<p>りとさせていただきます。</p> <p>なお、情報通信機器の内容については、条例制定の周知を図る中で説明してまいります。</p>	